

表1 活動の区分及びその対象とする特定物質

活動の区分		対象とする特定物質					
		CO2	CH4	N2O	HFC	PFC	SF6
1.1 燃料の使用							
1.2 電気事業者から供給された電気の使用							
1.3 熱供給事業者から供給された熱の使用							
2.1 燃料の燃焼	2.1.1 ボイラーにおける燃料の使用						
	2.1.2 電気炉における電気の使用						
	2.1.3 各種定置型機関における燃料の使用						
	2.1.4 その他の炉における燃料の使用						
	2.1.5 家庭用機器の使用						
	2.1.6 航空機の飛行						
	2.1.7 自動車の走行						
	2.1.8 鉄道車両の運行						
	2.1.9 船舶の運航						
2.2 燃料からの漏出	2.2.1 石炭の掘採						
	2.2.2 原油及び天然ガスの試掘						
	2.2.3 原油の生産						
	2.2.4 原油の輸送						
	2.2.5 原油の精製						
	2.2.6 天然ガスの生産/処理						
	2.2.7 都市ガスの生産						
	2.2.8 天然ガスの輸送						
2.3 工業プロセス等	2.3.1 セメントの製造						
	2.3.2 生石灰の製造						
	2.3.3 石灰石及びドロマイトの使用						
	2.3.4 アンモニアの製造						
	2.3.5 各種化学製品（アジピン酸、エチレン、カーボンブラック等）製造						
	2.3.6 アルミニウムの製造						
	2.3.7 麻酔剤の使用						
2.4 農業	2.4.1 家畜の飼養（反すう等）						
	2.4.2 家畜の飼養（ふん尿処理）						
	2.4.3 水田における稲の栽培						
	2.4.4 耕地への化学肥料の使用						
	2.4.5 耕地への有機肥料の使用						
	2.4.6 放牧地における牛のふん尿の直接排出						
	2.4.7 農業活動に伴う農業廃棄物の焼却						
2.5 廃棄物	2.5.1 廃棄物の埋立処分						
	2.5.2 産業排水の処理						
	2.5.3 生活排水の処理（終末処理場・し尿処理施設）						
	2.5.4 生活排水の処理（主に浄化槽）						
	2.5.5 一般廃棄物の焼却						
	2.5.6 産業廃棄物の焼却						
2.6 HFC等3ガスの 生産と消費	2.6.1 HCFC-22 の製造に伴うHFC-23の副生成						
	2.6.2 HFC の製造						
	2.6.3 PFCの製造						
	2.6.4 SF6の製造						
	2.6.5 HFC が封入された製品（家庭用電気冷蔵(凍)庫等）の製造又は使用開始						
	2.6.6 変圧器等電気機械器具の製造又は使用開始						
	2.6.7 HFC が封入された製品の使用						
	2.6.8 SF6 が封入された電気機械器具の使用						
	2.6.9 SF6 が封入された電気機械器具の点検						
	2.6.10 HFC が封入された製品の廃棄						
	2.6.11 SF6 が封入された電気機械器具の廃棄						
	2.6.12 HFC が封入された自動車用エアコンディショナーの製造						
	2.6.13 HFC が封入された自動車用エアコンディショナーの使用						
	2.6.14 HFC が封入された自動車用エアコンディショナーの廃棄						
	2.6.15 HFC が発泡剤として含有する発泡プラスチックの製造						
	2.6.16 噴霧器、消火器の使用又は廃棄						
	2.6.17 溶剤、洗浄剤としての使用						
	2.6.18 半導体素子等の加工工程におけるドライエッチング又は製造装置の洗浄						